

消費生活 センターだより

2025
上半期号

発行 姫路市消費生活センター

もくじ

- ◆身近な製品の事故に注意!!
- ◆令和6年度 消費生活相談概要がまとまりました
- ◆消費者トラブルにあったら、どこに相談したらいいだろう?
- ◆消費生活センターが行う啓発事業のご案内
- ◆令和7年国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください!

身近な製品の事故に注意!!

身近な家電製品の事故が増えています。火災や怪我につながる場合もあり、注意が必要です。独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)が様々な検証を行い、製品事故情報について公表しています。その中からいくつかをご紹介します。

携帯用扇風機の事故

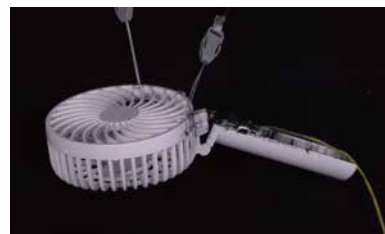
リチウムイオン電池を搭載した携帯用扇風機が普及していますが、落下など外部からの強い衝撃で電池内部が破損すると、破裂や発火につながるおそれがあります。



(再現映像) 破損してそのまま使っていると



破裂のおそれ



破裂・一部焼損した扇風機

■携帯用扇風機で気を付けるポイント

- ①落とすなど、強い衝撃を与えない。
- ②強い衝撃を与えてしまった後に異常を感じた場合には、直ちに使用を中止する。

照明器具のランプ交換の事故

2027年末までに全ての一般照明用蛍光灯ランプの製造・輸出入が禁止されます。蛍光灯をLED照明に変更するには、「照明器具ごと交換する」、「既設の照明器具のまま蛍光灯をLEDランプに交換する」の2つの方法がありますが、後者の場合に不適切なランプ交換による事故が報告されています。



不適切なランプ交換をしている様子



LEDランプが発煙・発火(再現実験)

■「不適切なランプ交換による事故」を防ぐための3つのポイント

- ①蛍光灯器具の点灯方式に応じたLEDランプを選定する。
- ②LEDランプのパッケージや取扱説明書に記載されている注意事項を守って作業する。
- ③ランプ交換後、異常がないか確認をする。



令和6年度

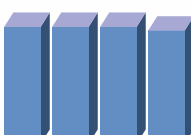
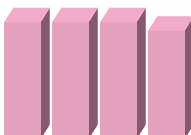
消費生活相談概要がまとまりました

相談件数
ワースト10

令和6年度に姫路市消費生活センターに寄せられた新規相談件数は4,438件、継続相談件数は1,843件、受付総数は6,281件でした。新規相談件数は、前年度4,689件から251件減少しています。

契約当事者※を男女別でみると、女性の割合が多く、年代別割合では70歳代以上の割合が全体の25.1%を占め、前年度に続き最多となりました。

※契約当事者とは、相談者とは別に、消費生活上の取引をした当事者を把握するため、相談の動機となる消費生活上の行為をした当事者のこと。

商品・役務	件数・前年度件数・増減	主な内容
商品一般 架空請求、 送り付け商法等	 ①642件 前年559件 83増	2時間後に携帯電話が使えなくなると自宅に電話があった。無視していいだろうか。
役務その他	 ②236件 前年241件 5減	妻がネットでみつけた副業サポートの会社に登録し、費用として借金して80万円支払った。説明通りに作業してもまったく儲からないので返金してほしい。
健康食品	 ③198件 前年157件 41増	母宛にサプリメントが届いたが、母は注文した覚えがないと言っている。高額であり返品したいが、業者に連絡がつかない。どうすればよいか。
レンタル・リース・賃借	 ④197件 前年188件 9増	息子が10年近く住んだ賃貸マンションを退去したが、タバコを吸っていたということで高額な原状回復費用を請求された。支払わないといけないうか。
工事・建築・加工	 ⑤144件 前年137件 7増	給湯器の点検に来た事業者に汚水桝を無料で掃除をしてもらったが、汚水桝の交換が必要だと言われ、勧められるままに20万円の契約をした。クーリング・オフをしたい。
化粧品	 ⑥140件 前年259件 119減	シミが消えるファンデーションをネットで購入した。お試したと思い注文したが定期購入だとわかったので1回だけで解約したい。
修理・補修	 ⑦124件 前年107件 17増	車のバッテリーが上がり、ネット検索の最上位に表示された業者に連絡した。基本料金2千円のはずが総額12万円を請求され、納得できない。
移动通信サービス	 ⑧116件 前年149件 33減	店舗で携帯電話の契約をしたが、月額料金が以前より安くなると言われたのに高くなっていた。事業者の対応も悪く解約したい。
インターネット通信サービス	 ⑨99件 前年72件 27増	無理やり据え置き型のWi-Fiを勧められ、契約した。居住しているマンションに既にネット回線が付いているためWi-Fiの解約を申し出ると、違約金が発生するとのこと。納得できない。
他の教養・娯楽	 ⑩99件 前年105件 6減	小学生の息子が祖母のスマートフォンを使ってオンラインゲームで高額課金していることがわかった。返金してほしい。

消費者トラブルにあったら どこに相談したらいいだろう？



相談内容	相談・問い合わせ先	電話番号	受付時間
契約トラブル	姫路市消費生活センター	079-221-2110	平日 9:00～17:00
	消費者ホットライン (ナビダイヤルの料金がかかります)	188(いやや)	土日祝 10:00～16:00 国民生活センターに つながります

他の専門の相談窓口

相談内容	相談・問い合わせ先	電話番号	受付時間
生活安全に関する 相談	警察相談ダイヤル	#9110	24時間対応
金融に関する相談	金融庁 「金融サービス利用者相談室」	0570-016-811 03-5251-6811	平日 10:00～17:00
インターネット トラブルに関する相談	IPA(情報処理推進機構) 「情報セキュリティ安心相談窓口」	03-5978-7509	平日 10:00～12:00 13:30～17:00
賃貸住宅トラブル に関する相談	(公財)ひょうご住まい サポートセンター	078-855-5170	平日 10:00～12:00 13:00～17:00
住宅リフォーム・ 建築工事に関する相談	(公財)住まいるダイヤル	03-3556-5147	平日 10:00～17:00
水回り修理サービス (指定業者紹介)	姫路市管工事業協同組合	079-288-5051	平日 8:30～17:20
害虫・害獣駆除サービス (事業者紹介)	兵庫県ペストコントロール協会	0120-76-2633	平日 9:00～12:00 13:00～17:00
電気工事サービス (事業者紹介)	電気工事ホームセンター姫路 ・加古川支部(大塩町、的形町) ・西播支部(太市、林田町、安富町) ・播州支部(上記以外の姫路市)	0120-28-5331 079-228-8004 079-223-2718	平日 9:00～17:00



**消費生活センター以外にも
専門の相談窓口があります!!**

皆さんも
参加して
みませんか？

消費生活センターが行う啓発事業のご案内

姫路市消費生活センターでは、消費者の意識や知識の向上を目的として講演会やセミナーなどを実施しています。年間の事業をご紹介します。

8月

夏休み子ども消費生活学習会 8月4日(月)開催

薄型テレビ解体 ～見て、触れて、楽しく家電リサイクルを学ぼう！～

9月

高齢者消費者被害防止講座 9月24日(水)開催

～クレジットカードの仕組みと賢い使い方～

11月

消費生活セミナー

衣食住・金融など日々の暮らしに密着したテーマについて学ぶセミナーです。

2月

消費生活講演会

令和6年度は、講師にフリーアナウンサーの笠井信輔さんをお招きしました。



これらの事業は、姫路市在住又は在勤の方を対象にしています。参加者募集のご案内は、広報ひめじやホームページへの掲載、市内の出先機関などへのチラシの設置などにより情報提供していきますので、参加してみたい!と思われる方は、ぜひお申し込みください。

令和7年国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください!

■国勢調査とは

今年の10月1日に実施されます。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年に一度、全国一斉に実施される重要な統計調査です。

■調査員が訪問します

9月下旬に皆様のお宅に伺います。世帯ごとに配布されるインターネット回答依頼書に記載のQRコードから簡単にインターネットでご回答いただけます。安心・便利なインターネット回答をご利用ください。

■かたり調査にご注意ください!

過去に、「国勢調査」を装って電話をかけ、家族構成や資産状況等を聞き出そうとするいわゆる「かたり調査」が発生しています。国勢調査には預金、収入等に関する調査事項はありません。

また、電話で個人や世帯の情報を調査することはありません。不審な電話がかかってきた時は、すぐに答えず、下記のお問い合わせ先にお知らせください。

お問い合わせは 姫路市国勢調査実施本部(デジタル戦略室統計担当) ☎221-1526



官公庁の公式LINE
アカウントからの情報も
お役立てください。



消費者庁若者ナビ



国民生活センター



消費者
ホット
ライン

い や や
☎188 土・日・祝日 (10:00～16:00) ※年末年始は除く

アナウンスに従って操作してください。IP電話など、一部の電話からはつながりません。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。
http://www.kokusen.go.jp/map/weekend_madoguchi.html

③土日祝日の相談窓口は緊急避難的な助言を主に行っており、原則、即日回答のみとなります。



相談専用電話
(079)221-2110

※姫路市に在住、在勤の方に限ります。
事業者からの相談は受け付けていません。

◆◆消費生活上のご相談、お問い合わせは◆◆

姫路市消費生活センター

姫路市安田四丁目1番地(姫路市役所1階)

※メールでの相談は受け付けていません

受付時間:月曜日～金曜日 9時～17時

姫路市消費生活センター

検索

